

新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の 一部変更について

令和2年6月24日
原子力規制庁

原子力規制委員会において実施してきた新型コロナウイルス感染症対策に係る主な現在の対応については、6月19日より全ての都道府県間をまたぐ移動の自粛が緩和されたことを踏まえ、令和2年度第7回原子力規制委員会（令和2年5月28日）議題8で報告した対応のうち、まず審査会合、検討チーム会合等に係る対応等を変更する。

[これまでの対応]

テレビ会議での開催を継続する。開催日を限定せず、感染症対策を講じた上で一般傍聴を再開する。テレビ会議での開催が難しい場合には、書面審査により行う。また、テレビ会議での中継が難しい場合には、録画により公開する。

[今後の対応]

テレビ会議での開催を基本としつつ、被規制者等から希望があるなど必要性のあるものについては、感染症対策を講じた上で対面による会合を再開する。

なお、事業者ヒアリングを含む被規制者等との面談についても、同様とする。